平成27年第3回

笠置町議会定例会会議録

(第2号)

平成27年9月16日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第3回(定例会) 笠置町議会 会議録(第2号)

招集年月日	平成27年9月16日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成27年9月16日 9時29分		議長	杉岡義	信	
	散会	平成27年9月16日 13時28分		議長	杉岡義	信	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
	1	田中良三	0	5	瀧口一弥	0	出席 8名
	2	向出 健	0	6	西岡良祐	0	Огд
	3	大倉 博	0	7	石田春子	0	欠席 0名
	4	西村典夫	0	8	杉岡義信	0	04
地第121年 第121年 第121年 第12年 第12年 第12年 第12年 第1	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	
	町 長	松本 勇	0	建設産業課 長	市田精志	0	
	参与	田中義信	0	人権啓発課 長	増田好宏	0	出席 8名
	総課 兼 会 計 者	前田早知子	0	保健福祉課 長	東達広	0	欠席 0名
	企画観光 課 長	山本和宏	0	税住民課長	石川久仁洋	0	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	0	局長補佐	穂森美枝	0	
会 議 録 署名議員	2 番	向 出	健	3 番	大 倉	博	
議事日程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年第3回笠置町議会会議録

平成27年9月10日~平成27年9月24日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

平成27年9月16日 午前9時30分開議

第1	議案第30号	笠置町特定個人情報保護条例制定の件
第2	議案第31号	笠置町手数料徴収条例一部改正の件
第3	議案第32号	笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件
第4	議案第33号	笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件
第5	議案第34号	平成27年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
第6	議案第35号	平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
第7	議案第36号	平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
第8	議案第37号	平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件
第9	発委第2号	笠置町議会会議規則の一部を改正する規則の件
第10	発委第3号	ヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)を禁止・根絶するための法整備を求
		める意見書の件

開 会 午前9時29分

議長(杉岡義信君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議長(杉岡義信君) 日程第1、議案第30号、笠置町特定個人情報保護条例制定の件を議題 とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 皆さん、おはようございます。

議案第30号、笠置町特定個人情報保護条例制定の件について提案理由を申し上げます。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、 番号法に係る特定個人情報を保護するために、現行の個人情報保護条例とは別に特定個人情 報保護条例を制定するものでございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ ます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) おはようございます。失礼いたします。

それでは、議案第30号、笠置町特定個人情報保護条例の件について、議案の内容を説明 させていただきます。

今回、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが いわゆる番号法になるんですけれども、これが制定されまして、国民一人一人に番号が付さ れます。個人番号をその内容に含む特定個人情報が今後利用されることとなりました。

当町でも平成17年に個人情報保護条例を制定いたしまして、町が保有する個人情報を保護しておりますが、今回の特定個人情報は番号が含まれるため、個人を識別する可能性が高く、また個人の権利利益を侵害する危険性が高いということから、番号法の第31条で特定個人情報の適正な取り扱いを確保するよう、それぞれの自治体に求められているところでございます。このため現行の個人情報保護条例を基本条例といたしまして、今回、番号法の施行にあわせまして、特定個人情報保護条例というもので制定するものとなっております。

第1章の総則では、制定の目的と定義、第2章では特定個人情報の取り扱い、第3章では 特定個人情報ファイル、第4章では雑則と規定いたしておりまして、体系といたしましても 現行の個人情報保護条例と同様の形となっております。

それでは、中身について説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

第1章、総則では、目的、定義をうたっております。目的は特定個人情報の開示、訂正、 利用の停止等、安全な取り扱いを図ることを目的としております。定義といたしましては、 文言のそれぞれの定義をいたしておりまして、実施機関につきましても基本となります笠置 町個人情報保護条例の実施機関としております。

次、2ページをめくっていただきまして、第2章では、特定個人情報の取り扱いを規定しております。第3条では収集の制限、第4条では保有の制限、第5条では利用するためには、 実施機関は本人から直接書面をもらい、次の4項目ございますが、この項目を除いての目的を明示することとなっております。

第6条、第7条につきましては、正確性、安全確保の措置となっております。第8条では 従事者の義務といたしまして、職員等の不当な利用を禁じているものでございます。第9条、 第10条につきましても、個人情報の利用の制限、また提供の制限を記載しております。

3ページ下段の第3章につきましては、特定個人情報ファイル、これはそれぞれの事務によりまして保有している番号法を含んだ個人情報のファイルですが、これの取り扱いについて規定しております。

4ページに移りまして、第4章では、第1節で開示、この開示の請求権とか開示の義務とかをこの第1節でうたっております。

続きまして9ページ、開示につきましては、9ページの第23条まで手数料を含めて書いております。

第2節では、個人情報にかかりまして訂正の請求権なり、手続について、こちらのほうで 第2節で記載しております。

ページめくっていただきまして、11ページ、中段以降になりますが、第3節で利用停止を規定しております。この特定個人情報を利用停止するための請求権が本人の方に認められておりまして、それについての手続なり、今後の取り扱い、請求に対しての措置等をこの節でうたっております。

続いて13ページ、下のほうで第4節、不服申し立てを記載しております。こちらは、行政不服審査法に基づきまして、今後、開示決定後、訂正また利用停止等につきましては、笠置町の個人情報保護審査会に諮問するという形で、不服申し立てに対しての取り扱いとなっ

ております。

最終15ページでは、第4章で雑則をうたっております。現行の個人情報保護条例と別に 特定個人情報を使うというところの規定となっております。

今回のこの条例、附則でうたっておりますが、番号法の施行の日から、こちらの特定個人情報保護条例も施行いたしますが、今決定いたしておりますのが、平成27年10月5日から番号法が施行されますので、この個人情報もそれにあわせて10月5日からの施行となります。

以上簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

- 議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑につきましは、全ての議案に対し同一議題について3回までですので申し添えます。質疑ありませんか。向出君。
- 2番(向出 健君) 2番、向出です。

今回の条例制定はマイナンバー制度導入を前提としていますので、マイナンバー制度についてちょっと認識のほうをお伺いしたいと思います。

いわゆる費用対効果、メリットとデメリットについてですが、いわゆるマイナンバー制度 導入においてどのぐらい財政的な効果があるのか、またこの導入において、どれぐらい管理 費用がかかってくるのか、そういった点、またメリットとデメリットについて、町の認識を お伺いしたいと思います。答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

向出議員の御質問ですが、費用につきましては、今、システム改修等につきましては、国からほぼ100%の補助金なり交付金なりをいただいて整備しております。

今後のこちらの町でかかってくる費用につきましては、発行手数料なりというところになるんですけれども、そちらのほうでなかなか概算というものは、まだつかめていない状態となっております。実施、10月からまず番号の通知がありまして、その後のカードの発行等になりますので、昨日も職員と中の研修も行いましたが、すみません、費用対効果という細かいところとなると、ちょっと今後の分については、はっきりとはつかめていないという状況になります。申しわけないです。以上です。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

これは国の制度ですけれども、町がやはりこの国の制度でも評価をするというためには、

どういう効果があるのかという情報をきちっとつかんで整理すべきやと思います。今の御答弁では、はっきりつかんでいない点があるということでしたけれども、今後はやはり住民の方への説明も含めて、きちっと情報の整理が必要かと思いますので、費用対効果、またメリットやデメリットについて、しっかりと把握をしていただき、数字でもつかんでいただきたいと思いますが、そのお考えはいかかでしょうか。答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 田中参与。

参与(田中義信君) ただいま向出議員の質問にお答えします。

まず、効果という部分でございます。これはもう一般的に言われていますとおり、利用者の利便性の向上が図れる部分と、もう一つは実施する機関においての事務の効率化が図れるということは一般的に言われている言葉でございます。

なお詳細、例えば、これから利用する税部門、福祉部門等々について、どれだけの効果、 そういう事務の効果は出るでしょう、それ以外の効果というのは、これから実際実証をやっ てみる中で出てくるかなというぐあいに考えております。ただ、制度面の部分でございます ので、法律はできたといえども施行期日は、これから2年間の中でいろいろやっていくとい うことで、国のほうが当たっていると思います。

それと当町において、マイナンバー制度の部分について、これからいろいろ各市町村で独 自なものがまた検討されるかもわかりません。当町においても検討はしていきますけれども、 その検討する際には、当然セキュリティーという部分が一番大事な部分でございますので、 早速この部分をします、やりますということは今の段階では考えておりません。

よってまずは、国の動向を注視しながら、そこから手がけていきたいというぐあいに考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにございませんか。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

マイナンバー制度を導入すれば、いろいろ情報の流出の防止のためのセキュリティー関係の負担がふえるんではないかというふうに思うわけですけれども、特に例えばパスワードの設定であるとか、また特定個人情報を扱うパソコンはインターネットとは接続しないであるとか、そういった手間がかかってくると思うんですけれども、これによってやはり業務上なかなか手間、業務が煩雑になるという点があるんではないかというふうに思っておるんですけれども、その点の評価、それからマイナンバーでもカードを発行するということになっていますけれども、以前に似たような制度として住民カードというのが導入されています。住

民カード自体の発行件数は相当少ないというふうにお聞きをしているわけですが、この発行 件数もお聞かせをいただきたいということとあわせまして、答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいま向出議員の質問にお答えします。

住基カードの発行件数については、また担当課長のほうからお答えさせていただきたいと 思います。

まず、事務の煩雑ということがございました。マイナンバーというのは、それぞれ住民、 国民一人一人に番号がつく、その番号の中身というのは全ての情報が網羅しているという部分でございまして、よって国で言われております一極管理じゃなしに分散管理ということになっております。これは当然、いざ実施しようと思うときには、それぞれの所管するところでやるはずです。

それで笠置町において、それを使ったとしたら、今まで手でいろんな情報を各機械なり、また横の連携で職員から情報を得ていたやつが、その番号によって全ての情報が得られる、よってそれをどのように工夫しながら、事務にあったような形で利用するかということが、これが効率化の一面になるかなとは私は思っております。

よって今の段階で、当然デメリットの部分については、今議員がおっしゃった情報の流出 ということはあるかもわかりませんけれども、これも当然国の中でセキュリティーを十分考 えてやっておりますし、またそれを確認するということで、マイ・ポータルという部分での ことも個人がそれぞれ確認するということになっておりますので、その辺を二重ぐらいに分 けた中でのセキュリティーを考えております。

ただそれ以上に、またいろんな問題が出てくると思いますけれども、それはまた国のほうでいろんな情報があり次第、当町もその形に沿った形で対応はしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

この条例にかかわるマイナンバー制度に関して、国は4月中旬に市町村に対して調査を行われました。中身については、番号を管理する基幹系システムとインターネットにつながる情報系システムの分離の有無に、情報漏れ対策を講じているか、3、対策が制度開始に間に合うかなどが、国から問い合わせがあったと思います。町はどのような回答をされたのか、お聞きをします。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

西村議員のセキュリティーの御質問ですけれども、当町の基幹系システム、今個人情報でなっております基幹系システムにつきましては、単独で使っております。外部とのインターネットとか回線には、もともとつながっておりませんので、そちらのほうではうちのほうでは、もう整備できているという形で心配ないということで回答させていただいております。以上です。

議長(杉岡義信君) 西村君。

4番(西村典夫君) 年金情報の流出もあって、このようなことについて町民の方、たくさん 心配されております。町としては問題ないということを確認させていただきました。

次に、町として特定個人情報保護委員会、そのようなものを設立されるのかどうか、また 死者に対する個人情報、安全管理措置をされるのか、2点お聞きします。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

西村議員の御質問です。当町での特定保護の審査会というのは、設置しておりません。国 で設置することとなっておりますので、そちらで設置します。

先ほど条例の中では、諮問機関といたしまして現存しております個人情報保護審査会、そちらのほうへ諮問ということはありますけれども、特段、町で設置するということになっておりません。

それから、亡くなれた方についての個人情報ですが、この個人情報、特定個人情報保護条例もそうですけれども、生存されている方についての個人情報の保護ということになっております。ただその亡くなられた方の情報が生存されている方、例えば御家族の情報なり、相続とか、そういう関係で出てくる場合につきましては、この保護条例の対象となるということになってきております。以上です。

議長(杉岡義信君) 西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

理解できました。中身について、3点ほどお聞きします。

第5条9の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き本人に明示しなければならないとあります。次に掲げる場合を除く2と3は、具体的にどういうことを指すんでしょうか、お聞きをします。

2点目は、第21条3についてです。第三者が反対意見書を出された場合において、開示 決定するときは云々とあります。反対意見書が出されているのにもかかわらず、開示決定を 下される。この決定は誰が、どういう機関がされるんでしょうか。

3点目は、第31条に関して利用停止請求され、認められ、その人の長期間停止される場合、その間にどうしても行政の執行上、その人の特定個人情報を利用しなければならなくなった場合、どのように対処されるのか、3点をお聞きします。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第5条に関しての利用目的の件ですが、ここに4項目書かれています。1につきましては人の生命、身体、こういうものは災害とか事故等の関係になります。おっしゃっていただいておりました第2号、「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」ということです。こちらの内容というか、例といたしまして、国のほうでも、町のほうでも出ておりましたのが、例えば、がんの治療とかを行う場合に、その情報を収集しました。ただそれを本人に明示すると遠回しにはなりますが告知したという形になるというものをこういうところで考慮しているというふうになっております。

それから3号の「利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」、こちらは犯罪捜査であったり、そういう捜 査目的で利用される場合、それを明示することによって、例えば隠蔽だったり、逃亡だった りということが起こる可能性があるということから規定されているということでなっており ました。

続いて、第21条です。実施機関が意見書の提出を受けたというところなんですけれども、この実施機関、反対意見書を出されてから30日間というのは、開示差しとめの法的な手続を本人さんが行っていただく期間ということで、30日を設けているということになっております。

決定をいたしますのは、これは全てのことですけれども、決定するのは実施機関ということになっています。開示をする、しないというのはそれぞれの実施機関がするということですので、町であったりということになります。その30日間の間に法的な手続をとられなかった場合は、通常で開示となっていくということになります。

それから続いての第31条、利用停止の請求権についてですが、こちらのほうもこの期間、一時停止請求の手続がされた後、緊急の災害とかそういうところで出た場合は開示していくこととなるとは思いますが、それ以外の目的ということになりますと、停止請求がされた時点から一時停止のような状態になると考えていただいたらと思います。それも実施機関がいったん決定するということになっております。以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

今、個人情報の件でマイナンバーのことを尋ねておられますけれども、私も一般質問では 出しておりますけれども、この個人情報のマイナンバーについて笠置町はどのように考えて おられるのかということをちょっとお聞きします。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいま石田議員にお答えします。

マイナンバーについて、笠置町はどのように考えているかということですけれども、大きな視点では、先ほど向出議員にお答えさせていただいたとおり、このマイナンバーを付番することによって、要はその利用者の利便性が図られる、それと実施する機関、例えば行政側でいろんな部分を実施するに当たっては、事務の効率化が図れるということで、それが大きな大義名分ということで、国のほうで策定したわけなんです。

当然、笠置町においてもそれが大きな目的という考えで、マイナンバーについては実施していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

そしたら、このマイナンバーというのは、全員が入るんですか。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいまの質問にお答えします。

マイナンバーは過去にもいろいろ質問が出ておりまして、ことしの10月にそれぞれ全国 民に番号が付番されます。その番号を付番されたやつを国民のほうに機構のほうから、おた くの番号はこれですよということで送付されます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡さん。

6番(西岡良祐君) 6番、西岡です。

1点だけ、御質問します。西村議員の質問と関連するんですが、3ページの第9条、保有

特定個人情報の利用の制限というところで、これは一応、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用してはならないという制限の条項ですけれども、これで2項ところで本人の同意を得ることが困難であるとき、これは利用することができると。「ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」というちょっとややこしい文が書かれているんだけれども、この権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるその判断は誰がやるのか、実務者がやるのか、あるいは課長、町長まで上がって判断されるのか、その辺どういう考え方ですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、第5条のほうの利用目的の明示というところで説明させていただきましたが、この条項にかかわりまして本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると、こういうことで認められた場合は開示しないという、5条におけての第9条となっております。こちらのほうも実施機関がということになりますので、笠置町として最終決定権は町長というところになります。ただ事務上はもちろん担当者それぞれの担当課のほうで、事務上のことはしていただけますが、最終決定は実施機関というところで、笠置町であったり、内容によりましては議会であったりというところになってくることとなっております。以上です。議長(杉岡義信君) 西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

先ほどの質問に関してですけれども、第三者が反対意見書を出された場合においても開示 決定をされる、反対意見書が出されているにもかかわらず開示決定を下される、この決定は 実施機関がされると答弁をいただきました。私はこの実施機関だけでなくて個人情報保護審 査会、そういう機関も交えてこういうことを決定を下されていくべきだと、私は思うんです けれども、その辺どうお考えでしょうか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

西村議員の御質問です。先ほどの条例の13ページ下の不服申し立てのところにも書いて おりますように、第37条で審査会への諮問というところがございます。これが反対意見書 なり、決定を受けましたら、ここの保護審査会に諮問しなければならないということになっ ておりますので、意見書が出た時点で、この審査会に諮問するということで、その後の開示、ですのでこの30日という期間は、その手続をするという期間に決めておりますので、その間で手続をしてもらう、その後判断をするということになってきております。以上です。

議長(杉岡義信君) 石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

先ほど西岡議員もおっしゃったとおり、これのカードというものはクレジットカードと同じように思いますので、損害賠償、落としたときとか、そういうことが心配やからというて反対しておられるお方もたくさんおられますので、しっかり笠置さんも考えていただきたいと思います。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

石田議員の御質問というか御提案ですけれども、10月に入りましてから個人番号というものは、まず個人の方に行きます。その後、カードが必要な方につきましては、順次申請していただきまして、カードが必要でなければ、その申請も不要になってくるんです。1月1日以降、申請がありました方から、個人のカードがそれぞれ送られますので、カードが必要で申請された方は、もちろん保管については確実なことをしていただかないといけませんけれども、もし紛失となると、また再発行の手続も必要となりますし、カードと同じで利用停止の手続なり、紛失したという届け出が必要となってくると思います。

すみません。ちょっとこの回答の場をかりて修正の御連絡をさせていただきたいと思います。申しわけないです。目次のところで第4章が2つになってきております。すみません。 最後の雑則については、第5章となります。それから最終ページ、15ページですけれども、 こちらも第4章雑則としておりますので、すみません、こちら第5章に2カ所の訂正をいた だきたいと思います。申しわけありません。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

先ほど住民カードの発行件数を尋ねしましたけれども、答弁がありませんので求めたいと 思います。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えいたします。住民基本台帳カード、現在の有効の発行枚数は

24人でございます。以上です。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

これで質疑は終わりますけれども、今、住民カードの発行件数も24件と答弁がありましたように、なかなか利用が広がっていないという状況があります。

マイナンバー制度ではやはり住民の利益よりも負担のほうがふえるんではないかという心配があります。先ほども費用対効果、明確につかんでいないものがあるということでしたけれども、しっかりとこの制度の評価をするためにもつかんでいただくことと、さらには個人情報の流出事件も起きていますので、国に対してもそのセキュリティーに対して、しっかりと物を言っていただくよう要望しまして、質疑を終わります。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。大倉君。

3番(大倉 博君) 3番、大倉です。

先ほど来、各条文について各議員さんが質問されている、当然そういったことは余りしないんですけれども、一番やはり困るのは、参与も答えられていたようにセキュリティーの問題が一番困るんです。アメリカ国民総背番号だとか、それからアメリカ、韓国なんかは先進国で、そういったことやっている報道を見ますと、やはり物すごい被害が出ているというか、そういったことが報道されております。

日本でも幾らこのコンピューターでやったところで、先ほど国民年金機構の問題も出ましたけれども、やはり守る側というか、企業なんていうのは、やはり我々の個人の情報もそうなんですけれども、そうすると3月議会でも質問しましたけれども、セキュリティーの関係で、もちろん分散管理されていますけれども、そういう制度ですね。そこにプラス、そのパソコンをどなたが使って、どの部屋で背面とか、その部屋とかそういった場所、その1点と、もう一つは、企業だったら必ず暗証番号とかIDカード、もちろんそうなんですけれども、静脈、これを手のひらとかそれとあわせてやっているようにしているところもあるんですけれども、そういったことはいかがですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。今回の番号法の導入に伴う、以前からですけれども、うちの基幹系につきましては、それぞれの担当課で入る番号といいますか、担当課の業務に使用するパスワードがあります。個人にもそのパスワードがありまして、今回、

番号法を使うには個人のパスワードで、誰がどの情報を見たかという、いわゆる足跡という んですか、それを残すような改修をしてもらっておりますので、不当なり、不要な情報を職 員が見たというところは判別できることになっております。

機械の置き場所につきましては、執務室内に置いてありますが、そこらは現行も同じような形でずっとやってきておりますので、心配はないかと思っております。以上です。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

3番(大倉 博君) 3番、大倉です。

一応条文に関しては、先ほど言いましたように皆さん方が質問されていますので、私はこの条文のことについて、若干質問したいんですけれども。

この2条の定義で第1項、第1号から第6号まであるんですけれども、この条文の立て方なんですけれども、例えばこの特定個人情報保護条例、今回上がっているのは、1号(1)で1号ですね、実施機関、1字あけて云々と書いてありますけれども、例えば笠置町の個人情報保護条例を、これ持っておられる方は見ていただいたらわかりますけれども、283ページなんですけれども、ここではこの条例において個人情報とは云々とあるんです。この違いというか、条例の項目の立て方というか、笠置町は何でこういうふうに。そういった形で同じような、国の法律では何条まであったか。

国の法律では、やはり今言いました笠置町の個人情報保護条例のような立て方をしております。この定義の分で、国では第15項まであります。一々やはりこの法律においては独立行政法人とは云々とか、そういうような書き方をしております。こういうふうに国の法律に合わすかどうか、条例というのはまたいろいろあるんですけれども、なぜこういう形になっているのか。個人情報保護条例ではこういう形でなっております。

そして、そのほかちょっと笠置町の条例を二、三調べましたら、情報公開条例、それと行政手続条例も今、今回出されている条文のこの形に定義になっております。だからなぜこういうように違ってくるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

大倉議員の御質問ですが、確かに現行の笠置町個人情報保護条例と体系は同じですが、書き方が一部違っております。どちらが読みやすいかというところの判断で、今回はこういう定義の第1号、第2号の書き方にいたしております。

条文のほう、例規集のほうにも、いろんなタイプの条例がもともと存在しておりますので、

どれが正しい、どれが間違いということではないんですけれども、以前でしたらモデル条例があって、それを笠置町に置きかえたりということもありましたし、準則とかで国のほうからもう提示されてきているということもございましたので、そういう形になっているかとは思いますが、今回は体系は同じですが、見やすさというところも考えまして1号、2号のこういう形とさせていただいております。

間違いではないというところで御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 大倉君。

3番(大倉 博君) 3番、大倉です。

できれば国の法律と合わせたような感じで、やっぱりやっていただければやりやすいとは 思うんです。そして今言いましように、この個人情報保護条例と同じようにしてもらってあ れば、やっぱりわかりやすいというか、何か私ちょっとこういう形のやつは、昔見てみてち ょっと違和感を感じたというか、それがあったんで、調べたらそういうことがありましたの で、できれば今後こういう国の法例に合わせてある程度つくっていただければありがたいと。 以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

議案第30号、笠置町特定個人情報保護条例制定の件に対する反対討論を行います。

今回の条例はいわゆるマイナンバー法に基づき、マイナンバーを含んだ個人情報の保護に関してうたわれた保護をうたった条例となっております。マイナンバー制度は国民一人一人に特定の番号、マイナンバーをつけてさまざまな機関や事務所などにある国民の個人情報をマイナンバーで名寄せ、参照可能にして行政などがこれらの個人情報を活用しようとするもので、マイナンバーは来年2016年4月から利用が始まると予定をされています。

このマイナンバー制度には、プライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪、個人情報の流出 の危険が高まること、また費用対効果が不明で、メリットよりもデメリットが大きく国民の 負担が求められ続けること。また、税社会保障において徴税強化や社会保障給付費の削減の 手段とされ、不適当な税の徴収や社会保障の削減がふえるおそれがあることが問題点として 上げられます。マイナンバー制度では、マイナンバーと結びつけられる情報が多く、情報が 流出すると被害が大きくなるという点があります。

住基ネットでは、氏名、生年月日、性別、住所の4情報に限定され、民間での利用はありませんでしたが、マイナンバー制度では取り扱う個人情報が多岐にわたり、民間でも広く使用されます。

一般に情報は集積されるほど価値が高まり、攻撃される危険性が高まります。また情報管理の体制という点については、個人情報の流出事件が相次いでおり、こうした中でマイナンバー制度を実施するのは大変危険だと指摘しなければなりません。

2014年には通信教育大手ベネッセコーポレーションから顧客情報が1,000万件以上も不正に持ち出され、名簿業者に売却された事件が起きています。ことしの6月には日本年金機構の職員のパソコンが外部から送られてきたメールを介してウイルスに感染をし、約125万件もの個人情報が流出したことが発覚しました。この個人情報が流出した不安につけ込んだ詐欺も発生してしまいました。また同じ6月には東京商工会議所の事務局職員のパソコンが同じようにメールを介してウイルスに感染し、最大で1万2,000件を超える会員企業などの個人情報が流出したことが判明をいたしました。

国民側の負担がふえ続けるという点については、国民のマイナンバー管理の手間や、事業主の方のマイナンバー制度に対応するための負担の増加などが問題として上げられます。 2016年から源泉徴収票など、税務当局に提出する申請書などにはマイナンバーの記載が義務づけられ、労働者は雇い主が変われば、そのたびにマイナンバーを事業主に示さなければなりません。

また、さまざまな相手から報酬を受け取る事業者の方は、多くの企業や個人にみずからのマイナンバーを知らせることにもなります。さらに事業主の方は従業員や扶養家族のマイナンバーを収集し、マイナンバーの保管や情報漏えいの防止、担当者の配置などを行わなければならず、特に零細事業主にとっては大きな負担となります。

税の徴収強化や社会保障の削減という点については、安倍内閣が6月30日に骨太の方針2015を閣議決定し、その中でマイナンバー制度の活用により税・社会保障料徴収の適正化を進める、マイナンバー制度の活用で個人の金融資産などの保有状況を把握し、それを考慮に入れた医療介護の負担の仕組みを検討するなどとしており、一層の税徴収強化、社会保障給付減が狙われています。

今現在の状況下でも税の負担が重く、一家心中をした悲惨な事件や、生活に困窮し餓死する事件なども起きている中で、マイナンバー制度のもとで適正化といって税の徴収強化や社会保障給付費の見直しを進めれば、こうした悲惨な事件が一層ふえることが懸念をされます。 以上のような問題の多い状況で、マイナンバー制度の実施を進めるのは到底認められません。マイナンバー制度の実施の撤回を強く求め、反対討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第30号、笠置町特定個人情報保護条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数でございます。したがって、議案第30号、笠置町特定個人情報保護条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第2、議案第31号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件を議題と します。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第31号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件について、提案理由 を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴う通知カード等の再発行手数料の設定と事務移譲による条文の整理をするものでございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第31号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件について、議案の説明をさせていただきます。

申しわけありません。説明に入ります前に一部削除していただきたい項目がございまして、 5行目、第18号、括弧書きにしております(18)のその行なんですけれども、最後のと ころで第28条の4、第3項第「号」が先に入っております。第6号だけになりますので、 前の「号」を削除していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。5行目の第 28条の4第3項第号6号というふうに記載されているんです。前の「号」を削除お願いいたしたいと思います。申しわけありません。よろしくお願いします。

それでは説明させていただきます。

今回のこの改正ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、先ほども出ております番号法ですけれども、それと事務移譲によりまして、条文の整理をするものとなっております。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、3ページをごらんいただきた いと思います。

今回の改正につきましては、段階的に行うことが必要となりましたので、3つから成る条文改正を行っております。まず第1条では、第2条の第11号、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が、法律名が変わりまして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律と改正されました。そのことに伴いまして、こちらの条文の改正をしております。

続いて第18号です。こちらにつきましては、事務の権限移譲によりまして市町村で事務を行うことになりました租税特別措置法に規定する優良住宅の新築認定に係る申請手数料の件であります。この申請手数料を第18号に規定、また同じく租税特別措置法施行令に規定する住宅であることの申請手数料を第19号で規定しております。これを2つ加えましたので、次のページ移っていただきまして、25、18号以下を25から27号で番号を変えております。これが第1条の内容となっております。

第2条につきましては、番号法の施行に伴いまして、個人番号の通知カードを再交付した場合の手数料を500円とするというところで規定しております。また、もともと第12号の2で、住民基本台帳カード1枚につき500円と規定しておりましたが、これを次の第3条にかかわってくるところにも関連してきましたので、中身は変えず第12号の2を第28号で番号を変更しております。

続いて第3条ですが、こちらは番号法の施行に伴いまして住民基本台帳カード、現行発行しておりましたカードは新規では発行しないということとなり、個人番号カードが発行されます。その再発行にかかる手数料について、1枚800円というところで規定しております。この条例の改正の施行日ですが、第1条につきましては公布の日から、また第2条につきましては、番号法の施行の日となる平成27年10月5日から、第3条の規定につきましては、番号法の附則第1条第4号に掲げる日、平成28年1月1日から施行することといたしまして、今回改正を提案させていただきました。以上、説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。瀧口君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口でございます。

1ページの新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定とありますが、まずどこへ申請して、誰がどのような方法で審査するのか、それとこの認定を受けた場合に得られる利益、これをお聞かせ願いたいと思います。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 瀧口議員の御質問にお答えしたいと思います。

優良住宅認定の件でございますが、申請は役場の税住民課のほうで申請していただきまして、優良住宅の認定基準に従いまして、その認定を審査させていただくということになっております。その認定に対しまして受けられる税的優遇措置についてなんですけれども、土地の譲渡益に対する税制というのは、重課がなされる制度となっております。ただしその譲渡が優良住宅の認定を受けた土地等に譲渡する場合は、重課の減免や税率を軽減することができます。そのため優良住宅の認定を受ける必要がありまして、その認定申請の手数料がこれでございます。

土地の譲渡益に対する税制は重課というのがなされる制度となっております。ただしその譲渡が優良住宅の認定を受けた土地を譲渡する場合、重課の減免や税率の軽減を受けることができるんです。そのために、この優良住宅の認定という申請が必要になってくると、その手数料でございます。

議長(杉岡義信君) 瀧口君。

5番(瀧口一弥君) ちょっと聞きづらいところ、もう再度質問させていただきます。

減免と税率の低下か、税率をまけてもらえるということやね。税率が低くなるということ やね。そこのところはどの程度なのかわかりましたら、例えば、これ 1 0 0 平米で 6,200円、500平米以下が8,600円、いろいろありますけれども、そういうこの 平米に累進して減免になるのか、それとも建物家屋に対しても減免なのか、その辺、わかりましたらちょっと教えていただけますか。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) ただいまの御質問なんですけれども、面積につきましては、その面積に対しての手数料というので、それぞれ条文に書かれておりますように、分かれております。軽減税率につきましては、5年を超えるものは5%、それから5年以下のものは

10%というような税率にされております。以上です。

議長(杉岡義信君) 瀧口君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口です。

それでこの件について、もう一度質問させていただきます。

新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のとき、1万平方メートルを超えるときとあります。それ上のほうが3万5,000円、申請料が、減免が4万3,000円、申請手数料がありますけれども、実際これ2,000平米を超えて1万平米以下とか、1万平米を超えるときとか、そういう状態の家屋はほとんどないと思うんですけれども、これ規約が新築住宅となっておりますので、これはホテルとか旅館とか、こういうやつは当然含まないものですね。一応確認の意味で質問させていただきます。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 失礼いたします。

この平米の1万平米を超えるものというものが、どういうものかというものにつきましては、現状どういうものが該当するかというものまでは、ちょっと把握をできていない状況でありますけれども、一定その新築住宅ということになっておりますので、今、議員が言われたようなことが適用されるものかなと思われるんですが、詳細につきましては、現在把握できておりません。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第31号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件は、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、議案第31号、笠置町手数料徴収条例一部 改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第3、議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正

の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、平成27年 10月1日から施行されることに伴い、町条例についても改正するものであります。改正の 内容といたしましては、支給対象となる損害補償の種別や支給事由となる法律名の整理並び に支給に係る調整率の変更となっています。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上 げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明させていただきます。

申しわけありません。こちらもちょっと一部修正がございまして、説明の前に修正をお願いいたしたいと思います。本文のほうの6ページになります。1行目で附則第3条となっておりますのは第5条、それから続いて3行目、こちらも附則第3条となっておりますのは第5条の間違いです。それからもう1カ所、表のすぐ下の1行目です。こちらも附則第3条となっておりますのは第5条に変わります。何度も修正で申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それでは、議案について説明させていただきます。

今回の改正は、先ほど町長のほうの説明もありましたように、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令というものの附則の一部が改正されましたので、消防団員等公務災害補償条例附則第5条で規定しておりますほかの法律による給付との調整というところで一部改正を行っております。

それでは新旧対照表で説明させていただきますので、そちらをごらんください。

新旧対照表の附則、左の欄が改正後の案となっておりますが、附則第5条第1項のこの表中の表現が変わっております。表の中の左の欄は、支給対象となる年金の種類、真ん中の欄は法律名、右の欄は支給に係る調整率を記載しております。この中で右の旧の表で言いますと、消防補償年金を公務上と公務外に。それから遺族補償年金も次のページになりますが、公務上と公務外とに分けられて、3項目で以前はしておりました年金の種別を6項目という

ところで細分化しております。

続きまして、4ページ、5ページにかかっておりますこの表につきましても同様の改正内容で細分化されたというところでなっております。

少しページをめくっていただき、9ページ、第3項も同じ6つの年金種別に改正されております。

それから新旧対照表の13ページになっておりますが、第4項につきましては、この法律 名によるというところが加わりまして、こちらは文言修正のみとなっております。

第5項につきましては、先ほど第1項と第2項で表の表記が細分化されたことに伴いまして、支給調整について、1枚めくっていただいた14ページに表による記載と書いております。第6項につきましては、文言の修正となってきているというところです。

この改正につきましては、平成27年10月1日から施行となっております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第32号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一 部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第32号、笠置町消防団員等公務災害 補償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時47分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第4、議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更 の件を議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件について、提案理由を申し上げます。

今回の改正案は、平成22年度に策定しました笠置町過疎地域自立促進市町村計画で、平成27年度までの事業計画に本年度5件を新たな事業として実施するため変更するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

町長(松本 勇君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更について説明させていただきます。

今回の変更ですが、先ほど町長からもありましたように5事業を加えるということになっております。平成22年度から平成27年度の5カ年計画となっておりますが、その中に加えるものとなっております。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

4ページの表、左の欄のほうが改正案となっております。その中で2番の2の項目、交通 通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中で、(11)その他、このその他の中に 5項目め、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁点検事業、実施主体は笠置町過疎地域自立促 進特別事業分といたしまして事業を追加しております。

もう残りの4点ですが、最後の5ページをごらんください。

6番の項目、教育の振興の(1)学校教育関連施設、(イ)その他の施設、その他のところで下段の4つの項目をふやしております。1つは、笠置中学校空調設備工事の設計業務、事業主体は相楽東部広域連合、笠置小学校コンピューター教室教育用端末更新事業。続いて、笠置中学校コンピューター教室教育用端末更新事業、4件目が笠置中学校コンピューター教室問辺機器等整備事業、いずれも相楽東部広域連合が実施主体となりまして、最後の整備事業につきましては、過疎地域自立促進特別事業といたしまして事業を行うものです。

以上、この5件を変更といいますか、追加となりましたので、今回の変更とさせていただいております。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。瀧口君。

5番(瀧口一弥君) 最終ページの追加された中学校空調設備並びにコンピューター教室と

4点ありますけれども、これ実施はいつごろになるんですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

この事業につきましては、相楽東部広域連合のほうで実施していただく事業となっておりまして、平成27年度の当初予算が一部入っているものと、それから補正予算でも追加になっているもので、平成27年度中に完了するというところで、すみません、進捗についてはちょっとこちら、確認はしておりませんでしたが、本年度の事業ということで聞いております。以上です。

議長(杉岡義信君) 田中君。

1番(田中良三君) 1番、田中です。

多分この中に、この林業のところに森林整備というのでありますけれども、笠置町の場合、 ナラ枯れが大きい問題ですので、これはナラ枯れだけは別個の項目で、例えば観光レクリエ ーションのところでやらはるという気はありませんか。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいまの田中議員の質問にお答えします。

ナラ枯れの問題等につきましては、現在のところ枯れているところが京都府の郡部が大きいというのか、林でいえば京都府のほうでの事業になっておりますので、今回この笠置町の自立促進計画というのは笠置町が行う事業、それで過疎の起債を充てる事業。特別ハード事業とソフト事業がございます。よって、林業等については大きな林業の部分で入っていますけれども、もしやるとするならこの部分にも該当する可能性はあるかなと思います。ただ、各項目ごとでナラ枯れ事業とか、杉の事業とか、そういう部分は載せておりませんけれども、今後当町でするとなった場合は、また関係機関と協議をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。西岡君。

6番(西岡良祐君) 6番、西岡です。

これ平成22年度から27年度までの計画ということで上げられていますけれども、この 2ページ以降3ページまでいろいろ事業内容が載っていますけれども、これ全て27年度で 完成というか、実施できるんですか。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいまの質問にお答えします。

事業計画として22年度から27年度上げております。これが全てこの5年間で実施できるかどうかと言えば、はっきり言ってできません。というのは、この間にいろんな部分で事業を行うに当たって、今みたいにその都度その都度変更の過疎計画を出すというよりも、当面できる事業等について起債をする。要はこの分についても総合計画等に基づいて関連で上げております。よって、できるものについてはできるだけ実施はしたいと思っておりますけれども、当然28年度以降にずれ込むという事業もその中にはございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。西岡君。

6番(西岡良祐君) 今の答弁ですけれども、一応この表で見ていると、公営住宅の項なんかは、公営住宅建てかえ事業、これは全然やっていませんわね。それから全然手のつけていない事業はどれとどれですか、そしたら。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいま西岡議員のほうから質問いただきました。手のつけていない事業はどれかということでございます。

順番に言えば、1の産業振興の基盤整備ということになれば、圃場整備から森林整備、この森林整備については計画としてはありますけれども、実際過疎債ということは充当しておりません。

それと、観光またはレクリエーション事業でございます。これについては桜、モミジの植 栽管理等々がございます。これは事業としてはやっていますけれども過疎債は充当しており ません。トイレの設置、駐車場の設置等についてはやっておりません。上の桜、モミジの植 栽、モミジのライトアップ、観光イベント。それから駅無人化対策、食文化等は実際やって おります。

続いて、町道の開設でございます。これは新規な路線としてはやっておりません。町道の 改良は各路線ごとでやっておりますけれども、起債を充当していない場合もございます。

橋梁の改良については、これも一部やっておりますけれども、起債を充当していたかどう かちょっとわかりませんけれども、実際は改良をしております。

防災行政無線については、これは戸別受信機は対応しております。その他ということで言えば、全てが一応やっているということになっております。

水道でございますけれども、基幹改良事業は22年から27年は実施しておりません。浄水場の改良ということでしたけれども、細かい改良等については、例えば機器の更新とか、

またポンプの更新等についてはやっております。

続いて5ページでございます。

下水道処理の部分で、合併浄化槽の設置、これは各個人から申し込みがあった分はやっておりまして、起債は充当しておりません。

産業廃棄物の処理施設で、東部クリーンセンター、これについては改善をやっております。 消防の施設でございます。小型動力ポンプの積載車については、この22から27はどう かちょっと記憶が乏しいですけれども、その都度更新が来れば各部で更新をしております。

救急・緊急でございます。これは当然相楽中部消防との連携で昨年、一昨年は実施いたしました。デジタル化無線についても、これも実施いたしました。

公営住宅でございます。公営住宅の建てかえはやっておりませんけれども、公営住宅の修繕ということで、修繕的なものについては実施はしております。町営住宅の長寿命化の修繕計画、これは今年度実施しております。

続いて、高齢者等の保健及び福祉の向上でございます。これらの分については、全て実施 しております。ただ、起債の充当はしていないところもございます。

続いて、教育の振興でございます。これにつきましては、笠置小学校の施設改良、小学校の天井等については、ことし天井等の改良は行いました。笠置中学校のコンピューター室の 改良につきましても27年で、今年度でやる予定になっております。

以降については、先ほど総務課長から説明があったとおりでございます。 以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

6番(西岡良祐君) 6番、西岡です。

わかりました。大体はできてんねんけれども、一部住宅の件なんかはほとんど手をつけていないということですので、これ27年度で一応計画は終わりますけれども、次にまた28年度からの計画は多分作成されると思いますけれども、その計画の作成、やはり計画はしたら、できるだけ実施できるように実施計画をちゃんと立てていただいて、成功していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部の変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市 町村計画一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第5、議案第34号、平成27年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第34号、平成27年度笠置町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額13億866万円に歳入歳出それぞれ 2,551万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,417万円と するものであります。

主な内訳といたしましては、固定資産台帳整備及び公共施設総合管理計画策定業務委託として838万1,000円、地域福祉計画策定業務委託として203万1,000円、臨時福祉給付金並びに子育て世帯臨時特例給付金に188万7,000円、道路改良工事に450万円をそれぞれ計上しております。財源といたしましては、国及び府支出金、繰越金、町債を充てております。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第34号、平成27年度笠置町一般会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と歳出につきましても総務財政課所管の分について説明させてい ただきます。

それでは、12ページからごらんいただきたいと思います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、節で補正予算25万円を計上いたしております。こちらは介護保険料低所得者保険料軽減負担金といたしまして、国庫

からの歳入分25万円を計上いたしております。

同じく国庫支出金で2項国庫補助金、民生費国庫補助金では、社会福祉費補助金といたしまして、本年度も実施されます臨時福祉給付金の給付事業費と事務費と合わせまして191万3,000円、児童福祉費補助金では、子育て世帯臨時特例給付金と事務費、合計の24万8,000円、合わせまして民生費国庫補助金で216万1,000円を計上いたしております。

続いて、同じく国庫支出金の3項委託金です。総務費委託金といたしまして、自衛官募集 事務委託金5万5,000円を増額とさせていただいております。委託金額が確定されまし たので、今回計上となったものでございます。

続きまして、14款府支出金、1項府負担金、民生費府負担金で12万5,000円計上いたしております。こちらは、先ほどの国庫負担金でもございましたが、介護保険料の低所得者保険料軽減負担金、京都府の分といたしまして、国の2分の1分、12万5,000円を増額としたものでございます。

続いて、13ページに移らせていただきます。

同じく府支出金で、2項府補助金、民生費府補助金で297万7,000円、こちらは老人福祉費補助金の地域包括ケア総合交付金といたしまして297万7,000円、4目農林水産業費といたしまして、林業費補助金で、森林整備にかかわる事業費の262万円を増額とさせていただいております。

同じく、14款の府支出金で委託金になります。総務費委託金で統計調査費といたしまして36万円を計上いたしております。本年度実施されます国勢調査の事務委託金が増額になったものとか、本年度実施の委託金額が確定されましたので、今回合わせて36万円を計上させていただいたところでございます。

続いて、18款繰越金、前年度繰越金といたしまして、財源不足分の308万 2,000円を今回計上させていただきました。

14ページの19款諸収入、雑入では、消防団員の報償金が増額となった分、人数と支給額がふえましたので、当初100万円を計上いたしておりましたが、その不足分として3万2,000円。それから相楽東部広域連合派遣職員の負担金といたしまして、派遣の形態といいますか、人員的には変わっていないんですけれども嘱託職員をこちらから派遣したという形にいたしまして、その職員の人件費分211万3,000円を雑入として今回入れるものでございます。

20款の町債ですが、臨時財政対策債、こちらは発行可能額が確定いたしましたので、1,173万5,000円を増額としているものでございます。

以上、歳入につきましては以上となります。

続いて、15ページ以降の歳出に移らせていただきます。

歳出につきましては、歳出の中で給料、職員手当、共済費等人件費につきましては、人事 異動による精査と退職手当組合の負担率が今回変動するものに伴い増額するものでございま すので、各項目での説明は省略させていただきますので、御了解いただきたいと思います。 それでは、15ページ、第2款総務費から説明させていただきます。

1項総務管理費、1目一般管理費の中で、委託料でシステム補修、こちらのほうが20万 1,000円の増額、負担金補助及び交付金では、TRY-Xシステムの負担金といたしま して87万1,000円を計上しております。この負担金につきましては、番号法に係る関 連機器ですが、共同調達をすることになっておりまして、それの負担金という形で機器の購 入にはなるんですけれども、負担金という形で87万1,000円支払うこととなりました ので計上いたしております。

下の5目財産管理費1,453万6,000円の増額をしております。需用費の中で修繕料につきましては、本庁舎下の駐車場フェンスを設置するための20万円修繕費として計上いたしております。委託料は合計で952万6,000円計上しておりますが、消防施設の保守点検業務が、総合点検が1回と設備の点検が年2回ということになっておりまして、今まで年1回の点検で済ませておりましたのを2回実施しなければならないこととなりましたので、その差額分の15万6,000円を計上いたしました。

境界確定委託につきましては98万9,000円、固定資産台帳の整備及び公共施設の総合管理計画を策定するために今年度で838万1,000円を計上いたしておりますが、こちらは平成29年度との継続事業として前のページの7ページにも記載させていただいております。

17節公有財産購入費といたしまして481万円を計上いたしております。こちらはさきの委託料で境界が確定いたしてから用地購入、場所といたしましては2カ所の用地購入費となっております。

続いて、17ページに移らせていただきます。

17ページ、5項の統計調査費となります。先ほど歳入のほうでも説明させていただきましたが、27年度に実施いたします統計調査費の委託、統計調査としての事業、それから委

託金額が確定いたしましたので、今回増額、また新規での計上とさせていただいております。 合計で歳出の補正額は37万4,000円とさせていただいております。

続きまして、23ページになります。

23ページ、8款消防費、非常備消防費といたしまして3万2,000円、こちら歳入のほうでも説明させていただきましたとおり、退職報償金の支給額が増額ですので3万2,000円を増額補正させていただきました。

3の消防施設費ですが、80万2,000円、需用費といたしまして修繕料で上げておりますが、切山区内にあります防火水槽が水漏れを起こしておりまして、修繕が必要ということで、今回計上させていただきました。以上、総務財政課所管についての予算説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 失礼いたします。

税住民課が所管いたします歳出につきまして御説明させていただきます。

16ページをごらんください。

2款総務費、徴税費、賦課徴収費、償還金利子及び割引料 20万円の補正をお願いしております。内容につきましては、法人税の還付により、町民税、固定資産税の還付金に不足が生じましたので計上しております。

次に、17ページをお願いします。

同じく2款総務費、戸籍住民基本台帳費の中で11節需用費2万2,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、窓口におきます戸籍関係等の交付申請書の印刷製本費を計上しております。

また、12節役務費では10万3,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、戸籍タイプライターにふぐあいが確認されましたので、その点検手数料を計上しております。以上です。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

それでは、保健福祉課が所管します歳出予算につきまして御説明申し上げます。

ページは、18ページの下からでございますが、下の民生費、社会福祉費、社会福祉総務 費でございますが、内容は19ページのほうになっておりますので、19ページから御説明 申し上げます。 まず、この社会福祉総務費の補正額610万円でございます。その主な事業の中に地域福祉計画、これは予算書に継続費を設定させていただきまして、本年につきましては委託料の203万1,000円と少々の役務費がございます。その事業と臨時福祉給付金、負担金補助のほうで組ませていただいております168万円、積算のほうにつきましては、280名の予定をしております。その事業を主に補正で上げさせていただいているということになります。

次に、中段の老人福祉費にまいりまして、193万3,000円の補正額を上げさせていただいております。この主な事業につきましては、認知症対策事業ということで備品購入費のほうに87万円上げております。それからあと既存人件費のほうにも財源振りかえをしておりますが、主な事業につきましては、その端末タブレットといいますか、認知症専門のパソコン、手持ちのパソコンというものを導入いたしまして、誰でもある程度専門的な判定ができるというふうなシステムでございます。これを有効活用していきたいと思います。

それから、次に、介護保険料の低所得者保険料軽減対策ということで、20ページのほうにわたっております繰出金の50万3,000円というのが、これが低所得者軽減対策で繰り出す額でございます。

それから、もう一つ老人クラブの30周年記念事業ということで、笠置町の補助事業要綱に基づきまして13万8,000円を計上させていただいております。

それから、20ページの中段、民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、子育て世帯版の臨時福祉給付金でございます。これは69名分を計上させていただいております。これは児童手当給付者に限定されますので、人数的には正確になってこようと思います。

それから、21ページにまいりまして、衛生費の中の2目の予防費でございます。夜間事業のほうに人員不足等が生じましたので、アルバイト職員の賃金36万9,000円を組ませていただいているところでございます。

保健福祉課につきましては、以上でございます。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。

それでは、建設産業課が所管いたします歳出予算の御説明をさせていただきます。

予算書の21ページをお願いいたします。

21ページ、最下段でございますが、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費で

262万円の補正額を計上させていただいております。

節の区分といたしまして、需用費でございますが、消耗品費として4万8,000円。これは中身といたしましては、交付金申請等に係ります事務費として計上しておるものでございます。

次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金、こちらは森林整備地域活動支援 交付金といたしまして257万2,000円の計上となっております。この中身につきまし ては、平成24年度に策定されました森林経営計画に基づきまして実施される活動に対して 交付されるものでございまして、本年度の活動内容といたしましては、14ヘクタールにつ きまして立ち木や路網などの調査、測量、並びにその範囲内での間伐、これの同意の取りつ け、並びに計画全体面積では300ヘクタールほどございますが、その中での施業路の整備 について実施される中身となっております。

次のページをお願いいたします。

23ページ、中段でございますが、7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、 工事請負費といたしまして450万円計上させていただいております。中身につきましては、 道路改良工事ということでございまして、町道笠置広岡線の一部拡幅を予定しております。 以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

議案書のページ12ですけれども、自衛官募集委託金という形で歳入として計上をされています。事実関係について確認をしたいんですけれども、地方自治法の改正・改定によって、委託事務は自治体が拒否できるとなったと思いますけれども、委託事務は自治体の裁量で拒否できますか。その点について、まず確認をしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

すみません、向出議員の御質問ですが、自衛官募集事務につきましては拒否ということは しておりませんが、今回の件だけで言いますと、通常は募集事務に関して事務的な経費だけ を計上していたんですが、今回につきましては昨年度も懸垂幕を設置したりという、そうい うふえた部分の事業で27年度も実施するという計画、実施の伺い、実施していただけます かということに対して、町が実施するということで増額となっています。ただ、それを拒否 するというところは、すみません、ちょっと自治法の解釈が私ちょっとわかりかねまして、 そういうことではなく受けているということにしておりますが。すみません、ちょっとお答えになっているかどうか……。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

確認のための質問でしたけれども、要するに1999年の地方自治法の改定によって、委託事務については市町村の裁量で拒否できるとなったというふうに記憶をしております。そこで、今国会で審議中の安保法案との関連もありますけれども、これに対しての賛否はいろいろあると思いますので一般論としてお聞きをしたいんですけれども、こうした拒否、裁量的に拒否できるということは、その拒否をするということが国の政策に対して抗議の意味を持つのではないかというふうに考えるんですけれども、そういうふうな認識はおありでしょうか。答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(松本 勇君) 自衛官の採用について拒否することができるかどうか。拒否する必要があるかどうかという質問だと思いますが、私どもでは拒否する必要もなかろうと考えています。自衛官そのものは、やはり国民の財産、生命を守るという大きな使命のもとに国の施策としてやっておられる。そういったことについては、私どもにおいては拒否する必要もなかろうかと思います。やはり我々といたしましたら自衛官の採用についてもできるだけ協力はしていきたいなと、そんなふうに考えております。以上です。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

自衛官の募集については初めから想定内の答弁でございまして、わかっていますので、確認のために、つまり、こうした委託事務は拒否できるかどうかという確認と、そうした行動、この内容については賛成だけれども、例えば町として国の事業にちょっと疑義がある、問題があるといった場合に拒否をしたらそれが抗議の意味を持っているのかどうか。そういう場合もあり得るかどうかということをちょっと確認したかったんですけれども、答弁は直接自衛官募集についての認識をお答えいただいたということで、一般的にそういう意味もあるのかと。つまり、国に対して自衛官の募集は別として、例えば国の事業に町として住民の利益にならない政策が行われようとしていると判断される場合に一般的に拒否をするということが国に対しての抗議、そういう意味になる場合もあるのかどうか、いや、そんなことはないんだと、どういった認識を持っているか、確認のためにもう一度答弁をお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(松本 勇君) 私どもといたしましては、やはり町民の利益につながらない、幾ら国の 施策であっても町民の利益につながらないようなことについては反対はしていくべきであろ うと思いますが、今回そういったことは全く我々の想定の中にはないわけでありますので、 粛々とそれなりの以前からの業務を進めていくという答弁でとどめておきたいと思います。

議長(杉岡義信君) 西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

23ページの道路改良工事450万円についてお聞きをします。

懸念でありました町道広岡線拡幅を実施していただくことを歓迎しております。当面できるところからやっていかれる方針と思いますが、引き続きの延長の努力をお願いする次第です。今回していただくのは、マツヤマ薬局から個人のお持ちの田までの間だけなんでしょうか。マツヤマ薬局、伊左治医院へおりるスロープ拡幅改善も含まれておりますか。お聞きをします。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。

ただいまの西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回計画しております町道笠置広岡線でございます。の一部道路拡幅につきましては、御質問のとおりまだ民地部分での用地のほうがまだ問題が片づいておりませんので、今回計上させていただいております部分につきましては、いわゆるいこいの館の多目的グラウンドに係る部分、延長にいたしまして約20メーター、この間の一部拡幅ということで計画をしております。

伊左治医院並びに、それからマツヤマ薬局へのスロープの部分につきましては、こちらの 計画の中には含まれておりません。以上です。

議長(杉岡義信君) 西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

今、含まれていないと答弁をいただきました。ここも町有地であり、やろうと思えばすぐできるものと思います。狭くておりにくい、傾斜もある。過去にも脱輪された経緯もございます。改善される必要があると私は思うんですが、その辺どのように考えておられるかお聞きをします。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。

あくまで今回計上させていただいておりますのは、道路改良という部分でございます。恐らく西村議員さんがおっしゃっておられる部分につきましては、施設への進入路というようなことになってくるかと思いますので、そちらの部分につきましては、また別途、検討していきたいと思っております。以上です。

議長(杉岡義信君) 石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

ちょっと16ページの公有財産購入費で481万。先ほど総務課長が2カ所とおっしゃいましたけれども、所在地と面積をちょっとお聞きします。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

石田議員の御質問に答えさせていただきます。

公有財産購入費で計上いたしましたのが、北部自動車部の積載車を置いておりますポンプ 小屋、笠置大橋を渡っていただいたら正面のポンプ小屋、あそこの一角になります。そこが 1 カ所と、もう 1 カ所は、横川を登っていただいた西部区三部の詰所のある部分の購入費と なっております。すみません、ちょっとそれぞれの平米数が出ているんですが、今ちょっと 資料を持っておりませんでして、そちらのほうの用地購入費 2 カ所分となっております。また後ほど平米につきましては調べてお答えさせていただきます。申しわけありません。

議長(杉岡義信君) もうええのか。西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

先ほどのスロープですけれども、何回も言いますけれども、デイサービスや診療所に行く、 そういうスロープとしては、私は必ず改善が必要だと、そのように思いますので、早急な改 善を要望しておきます。

19ページの臨時福祉給付事業についてお聞きをします。

これは、昨年4月に消費税が上がり、特に低所得者と言われる方々に少しでも影響を緩和 するために行われる事業でありますので、対象者となられる方にはできるだけ皆さんにいた だいてもらえるよう頑張っていただきたいと思います。

今、先ほど課長からも報告されましたように、168万計上されております。1人 6,000円ですから、280人分準備されていると理解をします。前回対象者を276人 見込まれ、実質233人に給付されたと聞いております。見込みでありますが、43人ぐら いの方が対象でありながら給付を受けられなかった。私はいいですよと辞退される方はおられにくいと私は考えます。その43人についてどう考えておられるのか。今回もう一歩踏み込んだ事業展開をお願いしたいわけですけれども、あわせてお聞きをします。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの御質問についてお答えいたします。

やはり数字というのはひとり歩きするものでございまして、270名という数字がほかの 議員さんも、あくまで国の調査の中でリスクといいますか、幅のある数字ということを御承 知いただいた中でお答えしたつもりでございます。そういう中での、初めは当初500名弱 だったと思います。それが機械、システムの整備により一定絞れた中で270名、280名 あたりの数字が出てきました。その中で給付されておるのが250名やったと。この 270名自身もその推計の部分を含んでおります。なおかつこの中に不支給決定をさせてい ただいた人数が十数名あります。ですから、270名を分母に考えていただくというのは、 それは考え方としてはあるんですけれども、二十数名のことをどう考えているのかと、そう いう立場でやはり物を考えていただくとちょっと行政の事務とずれがありますので、ただ、 やはりもらっておられない方があるとすれば、それの勧奨というのはやはり行政の責務であ ると思いますので、やはりそういう方については包括支援センターなり、いわゆる独居老人 とかいう形の方が可能性としては高いかと思います。そういうことについてはきめ細やかな PRを当然すべきやろうと思いますし、全庁的には、各戸配付はもう既にしておりますが、 さらなる防災無線であるとか、いろんな啓発を入れさせていただいて、きのう町長の敬老会 の挨拶の中でも御紹介させていただいたところでございますが、そういう形でこの場をおか りしまして、また周知していただければありがたいなと思います。申請の締め切りは11月 末になっておりますので、また周知方もあわせてよろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

課長、今おっしゃられましたように、きのうの敬老会の席でも町長みずからこの制度について説明をされました。このようにいろんな手だてを通じて去年よりも数字は余りこだわらないほうがいいんじゃないかという、そういうこともありますけれども、去年の実績を一人でも二人でも上回るような事業展開をしていただきたい。このことを要望しておきます。

国勢調査についてお聞きをします。

現在、順次職員の方が回っていただいております。今回からインターネットの回答が受けつけられるようになって、先行してこのことから取り組んでいただいていると理解をしております。今問題となっておりますのは、ネット回答に必要な世帯ごとのID、パスワードが記入された書類が入っている封筒を郵便受けに無造作に入れられていて、個人情報を盗み取られるおそれがある不安が広がっているというような報道をされております。また、26日から取り組まれる調査票も含めて封筒の配布は手渡しが原則であると思いますが、留守がちのお宅はどのような対処をとっていかれるのかお聞きをします。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

西村議員の御質問お答えさせていただきます。

現在、調査員が順次おっしゃったようにパスワードなりを持った、今回はまずインターネット回答のための用紙を配らせていただいております。10日からということもあり、今回調査員は全て職員で対応しておるんですけれども、業務が終わってから、また土日も回って留守宅にないようにやっております。どうしても留守で受けとっていただけない方は、今回次の段階といたしまして調査票を配布ということになると思うんですけれども、できるだけ不在票といいますか、連絡をいただきたいというようなメモを入れるなどして手渡しを心がけてもらうように説明会のほうでもお願いしておりまして、職員のほうもそれを理解した上で回っていただいているということになっております。以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。田中君。

1番(田中良三君) 1番、田中です。

用地の購入費というので2カ所言わはりました。そのうち三部の詰所のところ、昨年まで 用地の借地料は幾ら払ってはりましたか。それと、個別の金額を教えていただきたいので、 どうですか。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

田中議員の借地料の件ですが、西部区につきましては、無償でお借りしていたようで、借 地料としては払っておりません。自動車部の詰所であります北部の土地につきましては、年 間今当初予算にも上げさせていただいていたんですけれども、年間20万という形で予算計 上はさせていただいております。以上です。

議長(杉岡義信君) 田中君。

1番(田中良三君) 今課長のあれでは、借地料の件はわかりましたけれども、個別の金額を お願いしたいと言いましたんですけれども。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) すみません、申しわけありません。個別の金額も出ているんですけれども、すみません、先ほど石田議員のときにも面積と合わせて合計で2カ所、この金額でちょっと計上させていただいていまして、ちょっと今手持ちで持っておりませんでしたので、後ほどまた連絡させていただきたいと思います。御了承いただきたいと思います。

すみません、この用地購入で上げておりますが、確実に買うということで今お約束していることではなく、ちょっと補足をさせていただきますと、6月で評価のほうの予算を上げていただきまして、今回この評価額が出て購入金額は上げております。相続等がありました関係で、今の現在相続されている方から、もし今のまま、借地のままでいくんやったら幾らか、購入となったら幾らかということの問い合わせがありましたので、不動産鑑定をした中で買う場合でしたらこの金額になる。買うとなりましたら早急な手続も必要となりますので、今回計上させていただいているということなんです。現行のまま借地のままでいいという話となりますと、すみません、こちらまた減額なりということになる可能性もゼロではないということをちょっと含んでいただきたいと思います。

すみません、個別の金額、面積につきましては、後ほどまた御連絡させていただきますの で申しわけありません。よろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。瀧口君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口です。

町債についてちょっとお聞きしたいと思いますので。

特定財源のほうで町債、24ページです。町債 9, 380万発行して、一般財源で町債を 5, 121万5, 000円発行されております。そして、2ページに町債の合計が 1億 4, 501万5, 000円と載っておりますが、これ、まず一番初めにお聞きしたいのは、 町債を特定財源と一般財源で両方発行しておる。この理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいま瀧口議員の質問ですけれども、町債の中に特定財源と一般財源 がございます。その中身を説明させていただくならば、特定財源というのは、例えば過疎債 の中で道路改良をするに当たってこれだけの起債を起こした。それを道路の改良のところに上げる。一般財源は今補正で上がりました臨時財政特例債、これはあくまで本来であれば交付税でいただくものが、国がお金がないということで国と地方の折半の起債でございます。これはあくまで交付税の一連のものでございますので、当然一般財源に当たるということでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 瀧口君。

5番(瀧口一弥君) ちょっと最後のほうわかりづらかったけれども、一応そういうことで。 それで、この町債発行比率が特定財源のほうで 7%、町債のほうで一般財源のほうで 3.8%、合計で10%、1割あるわけですけれども、国の国債発行に比べたら率として非常に少ないものなんですけれども、1割町債を発行しておると、歳入のほうで。これは大体健全なほうなのか、それとも怪しいほう……怪しいと言うとおかしいかな、危ういほうなのかと。この辺どうですか。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいまの瀧口議員の質問でございます。

起債の発行額が多過ぎると健全な財政ではない。当然そういう話になると思います。それの分界点というんですか、分界点というところにつきましては、それぞれやっぱり考え方があろうかと思います。私は基本的な考えとしましては、起債の発行は、できるならば、笠置町の場合でございましたら1億円ぐらいが大まかな数字として可能かなと。ただ、起債の元金償還、その年度の元金償還がある分で、それを下回る数字であるとするならば、起債の発行が。そしたら年々現在高が下がりますので、元金償還額との見比べも一つの方法かなと思います。ただ、そういう話だけではなしに、笠置町で大きなプロジェクトをするとするならば、そういうことも言っておられませんので、やっぱりそれをする場合は後年度の負担を十分熟慮した中で笠置町でございましたら過疎債を起こすことが後年度の負担が少なく済むであろうとか、いろんな部分でも考えて財政サイドは考えております。よって、現在のところの起債の発行は、私から見れば健全な起債の発行ではないかなというように考えております。以上です。

議長(杉岡義信君) 瀧口君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口でございます。

この問題について3点目の質問をさせていただきます。

単純に町債の借り出し金利は幾らぐらいですか。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいまの質問でございます。

申しわけございません。はっきりとした数字はつかんでおりませんけれども、予算書の中では確か2%か4%以下というぐあいに載っていたと思います。現在は1%いくか、いかないかなというぐあいに思っております。もし、これが間違いであれば、また後ほど訂正させていただきたいと思います。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 瀧口君。

5番(瀧口一弥君) 金利1億4,000万円の町債があります。それの金利ですから、1%、2%にしても大きなものですから、また調査の上、ぜひ報告よろしくお願いいたします。終わります。

議長(杉岡義信君) 石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

ちょっとお聞きしますけれども、24ページの性質別区分、人件費の構成比が28.2%でなっておりますけれども、この前ちょっと木津川市で尋ねると16%でしたので、笠置町は給料が安いから28%にしたのか、それか人数がふえたのですか、どちらですか。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) ただいまの石田議員の質問でございます。

人件費の占める割合が歳出の中で28.2%、これはどちらかといえば高いと思います。全体的な部分でいえば。ただ、これの原因を突きとめようとするなら、全体的な予算の額から見れば23%余りですけれども、ただ、予算額があればあくまで大きな普通建設事業等をすれば、この数字というのは下回ります。だから、それで職員が今多いとか少ないとかいう判断はなかなかできないと思います。ただ、笠置町の現況を考えたときに、今の職員の定数より下回るということは非常に事務に支障を来すであろう。逆に言えば、これだけ地方創生等々を言われているとするなら、逆に人をふやしていただきたいというのが、我々の地方公務員としてもそういう意見は国には言いたい。言っていけるはずだと思います。よって、私は健全な人の配置、今の段階ではある一定の健全な配置はできているであろう。ただ、今後を見たときにはそういう部分も視野に含めた中で行財政運営をしていく必要があると、そのように考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

いつでも笠置町の職員には気の毒なぐらい安いから、私、だから木津川市と10%も違うから、3億何ぼ、これ出ていますわね。だから、誰がそのように決めたのかなと思って質問したんです。

議長(杉岡義信君) 参与。

参与(田中義信君) すみません、ちょっと先ほど説明が足らなかったと思いますけれども、 木津川市の16%、18%と笠置町の28%、この10%違いというのは、歳出に占める割合が10%違う。要は笠置町は人件費が歳出の全体額と比べたら高い。木津川市は歳出の割合の全体が18%ということでございます。だから、それが給料どうのこうのじゃなしに、 人件費を全て含んでの金額でございます。ただ、個別な話をさせていただくとするなら、笠置町の職員の水準、人件費は京都府下でも一番下のところに実際はございます。でも、それだけの人件費はかかっているということはその数値でございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

- 6番(西岡良祐君) 6番、西岡です。
 - 1点だけちょっと御質問します。
 - 16ページの固定資産台帳整備及び公共施設総合管理計画策定業務ということで838万 1,000円補正で上げられておりますけれども、これは先ほど説明の中で継続ということで、来年度も900万円程度の予算ということで上げられております。これ、なぜ今補正で上がってきたのか。

それから、その主な整備の内容、これ機械化でコンピューター化とかにするとか、そうい うあれがあるのかどうか。その辺をちょっとお伺いします。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回補正予算で上げさせていただいておりますが、最初といいますか、次は28年度の当初予算で計上できるかなという予定を組んでおりました。28年度の年度内、単年度での事業を計画していたんですが、夏、7月ぐらいに行いました財政の関係の担当者会議等でこれについての説明会がございまして、時間的なスケジュールを考えますと、今年度でまず固定資産台帳の整備をして、それを次の年、総合管理計画策定、これが29年度以降になる公会計の制度に必要となってくるものになっているんです。今帳簿で歳入、歳出というふうにやっているんですけれども、企業でされている複式簿記なりの形の決算なりというものをつく

っていかないといけない。それが29年度から始まるということで、それにあわせて整備するものとなっているんです。

28年度単年度でこの2つ、固定資産台帳、それの公会計のほうで必要となってくる財産、 町有財産についての整備、金額を上げるためにこの固定資産台帳なりを整備していくんです けれども、それが次の次年度の単年度ではなかなか難しい。それだけではなく、今後町で持 っている公共施設、道路全てを含め、建物だけではなくて全てを含めて今後どのように管理 していくかという計画を、それも28年度中に立てないといけないので、そこらも含めて 2カ年での計画とさせていただいたというところなんです。

平成29年度はその公会計がありますので、それに移行させるための今年度から2カ年での計画ということを御理解いただけたらと思います。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

6番(西岡良祐君) 6番、西岡です。

わかりました。ということは、業務効率化をやっていく中で前倒しで補正で上げたと、こ ういうことでよろしいですか。よろしくお願いします。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。西村君。

4番(西村典夫君) 4番、西村です。

19ページの備品購入費87万円について、ちょっと聞き漏らしたかわかりません。ちょっと確認をさせていただきます。

業務用品80万円購入されるということについて、これはタブレット端末、そのようなものを購入されて、高齢者の方にさわっていただき認知症予防・防止などに役立てていく、そういう狙いで購入されるものなんですか。確認をさせてもらいます。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの御質問でございます。

言われるとおりの形でございます。認知症というのは、初期の段階で発見することが、ほかの疾病も一緒なんですけれども、大事ということで、その一定システム化された判定のパソコンの端末いうふうな捉え方で結構かと思います。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 西村君。

4番(西村典夫君) こういうことをされる狙いは理解できました。購入される台数とか、置かれる場所、そういうのはどのようにお考えなのかお聞きをします。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。台数につきましては現在1台でございます。その使用方法でございますが、やはり職員、包括支援センターなり保健福祉課所管の保健師なりがその各種事業の中で指導しながら使っていただくということを想定してございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

議案第34号、平成27年度笠置町一般会計補正予算の件について反対討論をします。

議案書のページ12に自衛官募集事務委託金が計上されております。自衛隊員の方が東日本大地震や鬼怒川での堤防決壊の例のように災害救助に当たることについては、その役割を評価しています。しかし、今国会で安保法案が審議をされ、与党はきょうにも採決をしようとしている中で、国の言うままに自衛官募集事務を受け入れていいのでしょうか。

今回の法案では、自衛隊が海外派兵された場合の任務地や任務の拡大が盛り込まれています。自衛隊のイラクの派兵においても陸上自衛隊の内部文書、イラク復興支援活動行動史では、サマワ郊外での活動中に群衆による抗議行動、投石などを受け、車両のバックミラーなどが破壊された事件が明記され、群衆には銃所持者もいて大変危険な状態もあったことがわかっています。陸自の宿営地のその周辺は14回の攻撃を受け、打ち込まれた迫撃砲弾やロケット弾は23発に及んでいます。その任務地を非戦闘地域としていたイラク派兵でもこうした状況にありました。今回の安保法案で、非戦闘地域の歯どめを外し、任務の拡大をすれば、今度派兵されたときには殺し、殺される事態になる。その危険が飛躍的に高まります。

また、日本の安全保障にとって、例えば中国の尖閣諸島での問題、北朝鮮のミサイル発射 の問題なども挙げられておりますが、今言ったように海外派兵の内容が大変重要な問題とな っています。このような法案が通れば逆にテロの標的になるなど危険が増大するのではない かと懸念がされます。

自衛隊の方にも日本防衛とは関係のない海外の地で命をかけることは本意でない方もおら

れると思います。また、笠置町の住民の方にも戦争に対する思いはそれぞれであると思います。安保法案で自衛隊の任務がいわば変質させられようとしている状況で、国に言われるままに自衛官募集を進めることは、若者を戦地に送り出すことに手を貸すことになるのではないかという懸念を表明しまして、反対討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第34号、平成27年度笠置町一般会計補正予算 (第2号)の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、議案第34号、平成27年度笠置町一般会 計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩します。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第6、議案第35号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)の件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第35号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を2億6,676万5,000円に歳入歳出それぞれ170万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,846万7,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では、後期高齢者支援金、介護納付金の確定等による国庫支出金等の減額と、これに伴います繰越金の増額。歳出では、療養費の増加見込みに伴います保険給付費の増額と医療交付金返還金の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 失礼いたします。

議案第35号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

歳入、3款国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年分41万4,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、保険給付費の増加見込みによります 一般分の増額と介護納付金、後期高齢者支援金の額の確定によります減額でございます。

次の以下の2カ所につきましては、同額の内容となる補正となりますので一括説明とさせていただきます。

3款国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金におきましては、11万円の減額を、6款府支出金、府補助金、財政調整交付金におきましても8万4,000円の減額補正をお願いしております。いずれもさきの療養給付費等負担金と同様の内容により歳入の減額を計上しております。

次に、10款繰越金、繰越金231万円の補正をお願いしております。内容につきましては、歳出の増加によります不足分を繰越金で計上しております。

続いて、歳出について御説明いたします。 7ページをごらんください。

歳出2款保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養費、負担金補助及び交付金、135万 8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、一般被保険者の療養費の 増加が見込まれますので、増額しております。

次に、3款後期高齢者支援金等負担金補助及び交付金169万6,000円の減額補正を お願いしております。内容につきましては、後期高齢者支援金の額の確定によります額が確 定いたしましたので減額しております。

5款介護納付金、負担金補助及び交付金55万7,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、介護納付金の額の確定によります減額でございます。

続いて、8ページをごらんください。

10款諸支出金、償還金及び還付加算金、1目償還金、償還金利子及び割引料259万7,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、療養給付費等負担金の実績報告が完了いたしましたので、超過分に当たる返還見込み額を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ170万2,000円を追加し、総額それぞれ2億6,846万

7,000円としています。

これで、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第35号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第35号、平成27年度笠置町国民健 康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第7、議案第36号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第36号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第 1号)の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ176万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ6,304万7,000円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では繰越金、歳出では一般管理費での職員の昇給等に基づく人件費の増額、並びに簡易水道施設費の委託料の減額を計上いたしたものでございます。よろしく 御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。

それでは、議案第36号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件につきまして、内容説明のほうをさせていただきます。

予算書の6ページをお開き願います。

まず、歳入の部でございますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、節繰越金でござ

いますが、前年度繰越金176万6,000円を計上したものでございます。今回の補正に 伴います財源として計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

7ページ、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額206万4,000円の計上でございます。節の区分といたしまして、給料、一般職給料で4万3,000円の増額、こちらは職員の昇給によるものでございます。2節職員手当202万1,000円、こちらの内容につきましては、記載しておりますとおり、一般会計のほうでも御説明がありましたとおり、職員の昇給並びに昇給に伴います退職手当組合の負担率の変更に伴います増額が主なものとなっております。この中で時間外勤務手当183万3,000円を計上しておりますが、こちらにつきましては7月分までの実績に基づきまして今後の見込み額を算出したものでございます。

次に、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費、委託料で29万8,000円の 減額をいたしております。こちらにつきましては、水道メーター検針に係ります委託料を減 額したものでございますが、これまで8月検針分までの時点で委託実績がないため、当該期 間分を減額させていただくものでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第36号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計 補正予算(第1号)の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第36号、平成27年度笠置町簡易水 道特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第8、議案第37号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第37号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第 1号)の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ13万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,299万4,000円とするものです。

主な提案内容は、本年度改定いたしました介護保険料の上昇に伴います低所得者層の保険料軽減対策、また過年度給付事業の実績精算の確定に伴います減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

それでは、平成27年度笠置町介護保険特別会計予算補正(第1号)の御説明を申し上げます。

予算書の7ページの歳入から御説明いたします。

まず、保険料でございます。提案理由にもございましたように、本年度保険料を改定いたしまして、その分上昇分の低所得者層に係ります分の軽減をいたしました。その分を保険料に充当しております。まず、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で補正額50万1,000円の減額をしております。これは第一段階の方の低所得者層の減額分の要請予定人数で割っておりまして、その分が補助金で入ってきますので、繰入金で入ってきますので、保険料の分をその分引いた。そして、歳入歳出を合わせたというふうな形になっています。

続きまして、国庫支出金以降でございますが、歳出の保険給付事業、それから町単独事業で行います地域支援事業の各定率の負担金なり補助金でございますので、金額のみの説明で説明させてもらいます。

まず、国庫支出金、国庫負担金につきましては、5万円。その次に国庫支出金、国庫補助金につきましては、調整交付金、地域支援事業交付金合わせて4万3,000円の減額。それから4款支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金合わせて5,000円の増額。それから8ページにまいりまして、府支出金、府負担金、1目介護給付費負担金につきましては、3万1,000円の増額。それから府支出金、府補助金につきましては、地域支援事交付金でございますが、2万9,000円の減額。それから一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金については3万1,000円増。2目の地域支援事業繰入金につきましては2万9,000円の減。それから新たに5目を設けまして、低所得者保険料軽減繰入金、これは保険料の減らした分の繰り入れでございます。50万

1,000円、合わせて50万3,000円の増。それから、繰越金については38万4,000円の減額、諸収入につきましては23万2,000円の増額というふうなことで 歳入のほうは予算化させていただきました。

それから、歳出でございます。最終の9ページにまいりまして、まず、上段の保険給付費でございます。要望事業、要支援1、2の方が使われる住宅改修というのを全体的には少ないんでございますが、今回必要というふうな方があらわれまして、当初予定していた事業費よりも上回りましたので、その分25万円増額させていただきました。

それから、次に、中段の地域支援事業費でございます。これは町が独自にやっていくという事業でございまして、御承知のとおり介護保健事業につきましては29年4月から総合事業という大きな制度の中に乗っていくというふうなことになっておりますが、その実証事業といいましょうか、そういう形で位置づけております。まず、介護予防、2次予防事業ということで、今年度から取り組んでおります「おたっしゃくらぶ」というふうな事業をやっておりまして、当初なかなか事業費確定できなかったんですが、ある程度この段になりまして確定できましたので、その不足分の4万円。それから介護予防、1次予防事業、これは保健事業の一般事業と重なる部分は多いんでございますが、閉じこもり予防とか、健やか教室というふうな連携の中でやっておるわけでございまして、これの減額4万円。合わせて増減はゼロでございますが、内容的にはそういうことになっております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第37号、平成27年度笠置町介護保険特別会計 補正予算(第1号)の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第37号、平成27年度笠置町介護保 険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第9、発委第2号、笠置町議会会議規則の一部を改正する規則の件

を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、石田春子さん。

議会運営委員長(石田春子君) 失礼します。

発委第2号、平成27年9月10日、提出者、議会運営委員会委員長、石田春子。

笠置町議会会議規則の一部を改正する規則について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

笠置町議会会議規則の一部を改正する規則(案)

笠置町議会会議規則(昭和62年笠置町会議規則第1号)の一部を次のとおり改正する。 第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は公布の日から施行する。

失礼しました。

議長(杉岡義信君) 質疑、討論を省略してよろしいか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

この採決は挙手によって行います。発委第2号、笠置町議会会議規則の一部を改正する規 則の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、発委第2号、笠置町議会会議規則の一部を 改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第10、発委第3号、ヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)を禁止・ 根絶するための法整備を求める意見書の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。総合常任委員長、西村典夫君。

総合常任委員長(西村典夫君) 発委第3号、平成27年9月10日、提出者、総合常任委員 会委員長、西村典夫。

ヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)を禁止・根絶するための法整備を求める意見書(案) について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

ヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)を禁止・根絶するための法整備を求める意見書(案)。

近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動等、いわゆるヘイトスピーチが行われ、 このような言動に反対する声が高まり、社会問題化している。

昨年12月9日、最高裁判所は、京都朝鮮第一初級学校の付近において、いわゆるヘイトスピーチを行った団体及びその構成員らに対し、これらの行為を差し止め、損害賠償を命じるとした1審、2審の判決を維持し、上告を棄却する決定をした。

奈良県においても平成23年、御所市の水平社博物館前において差別用語を用いて被差別部落の住人や出身者を差別・侮辱する街頭宣伝を行ったことに対し、奈良地方裁判所は、これを差別と認め、損害賠償を命じる判決を言い渡している。ヘイトスピーチが憲法及び我が国も比準する人種差別撤廃条例の趣旨に照らして、許されないと司法の明確な判断が下された。

また、国際連合・人種差別撤廃委員会は、昨年8月29日、日本に対し、法による規制を 行うなどへイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

よって、このような国内外の情勢を踏まえ、日本国政府におかれては、ヘイトスピーチに対し毅然とした立場で臨み、ヘイトスピーチを禁止・根絶するための国内法の整備を早急に求めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月10日、京都府相楽郡笠置町議会議長、杉岡義信。

提出先、衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、山崎正昭殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。 総務大臣、高市早苗殿。法務大臣、上川陽子殿。内閣官房長官、菅義偉殿。国家公安委員会 委員長、山谷えり子殿。以上です。

議長(杉岡義信君) 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

この採決は挙手によって行います。発委第3号、ヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)を禁止・根絶するための法整備を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手願います。

(賛成者举手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、発委第3号、ヘイトスピーチ(差別的憎悪 表現)を禁止・根絶するための法整備を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。 議長(杉岡義信君) これで本日の会議を閉じます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は9月24日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでございました。

散 会 午後1時28分